令和 5 年度スポーツ庁委託事業

報告書

法専門家を用いて競技に関連する制裁に取り組む国際統括団体への派遣研修

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2024 年 3 月 15 日

目次

第１　本報告の実施概要 3
　１　派遣先及び派遣者 3
　２　本書の構成 4
第２　事業の実施概要 5
　１　国内研修 5
　２　海外研修 5
第３　研修中の調査・研究結果 8
　１　調査研究のテーマ 8
　２　国内での事前調査結果 10
　３　海外研修における研究結果 14
第４　本事業を踏まえた今後の展望等 16
　１　紛争防止及び教育の観点から見た法専門家の活用 16
　２　制度設計と運用の区別 17

第１　本報告の実施概要

１　派遣先及び派遣者

(1) 派遣先

当職は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）が、スポーツ庁より受託したスポーツ・インテグリティ推進事業内のスポーツ仲裁活動推進事業の一つであるスポーツ仲裁人材育成事業における海外派遣研修者としてをを World Rugby に短期間派遣された。

わが国におけるスポーツ仲裁の充実及びスポーツ紛争解決を担う法専門家の活用を目指す観点から、法専門家を用いて競技に関連する制裁に取り組む国際統括団体への派遣研修を計画した。具体的には、Regulation Relating to the Game Article 17 により、競技中のファールプレーに対する追加的制裁の制度を設ける World Rugby において、競技に関連する制裁の実情に関する知見を集積し、競技を横断して日本国内におけるスポーツ紛争の解決に当たっての法専門家の活用を図るための参考とするための調査・研究を行った。

(2) 派遣者

当職の経歴は、次のとおりである（以下「本派遣者」という）。

椿原　直（つばきはら　すなお、弁護士）

（略歴）

2011年12月から 現在	弁護士（隼あすか法律事務所所属）
2017年4月から 2023年11月まで	JSAA 仲裁人・調停人候補者 （JSAA-AP-2019-007 号、JSAA-AP-2022-002 号仲裁人）
2017年5月から 2018年3月まで	JSAA「スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会」委員（平成29年度スポーツ庁「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」委託事業）
2018年12月から 2019年3月まで	JSAA「スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会」委員（平成30年度スポーツ庁「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」委託事業）
2019年11月から 2020年3月まで	JSAA「スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会」委員（令和元年度スポーツ庁「スポーツ界のコンプライアン

	ス強化事業」委託事業）
2020年10月から 2021年3月まで	JSAA「スポーツ競技団体のインテグリティ推進委員会」委員（令和2年度スポーツ庁「スポーツ・インテグリティ推進事業」委託事業）

2　本報告書の構成

本書では、本事業の国内研修及び海外研修の実施概要を述べた上で（第２）、国内及び海外での研修中の調査研究結果について報告し（第３）、最後に、本事業を踏まえた今後の展望等について述べる（第４）。

第２　事業の実施概要

１　国内研修

本事業では、2023 年 12 月 15 日から 2024 年 2 月 2 日まで、及び 2024 年 2 月 29 日から同年 3 月 15 日までの間、本派遣者に理解増進事業職員として国内研修を実施させた。具体的には、本報告の前提として、日本国内で実施される他競技での競技に関連する法的紛争の実情や World Rugby の規則類の調査等を行わせた。

２　海外研修

本事業では、2024 年 2 月 5 日から同月 28 日までの間、本派遣者をダブリン（アイルランド）に派遣し、このうち、同月 6 日から同月 26 日までの間、本派遣者を以下の場所にて勤務させる方法により研修を実施した。
住　所：World Rugby House, 8-10 Pembroke Street Lower, Dublin, Ireland
機関名：World Rugby
部署名：Group Legal Team

なお、World Rugby における海外研修の受け入れに当たっては、本派遣者を通じて公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「JRFU」という。）の協力の下でこれを実施した。特に JRFU の専務理事であり 2019 年から World Rugby Council（評議員会）の Member（評議員）を務める岩渕健輔氏、及び、2002 年から 2020 年までの間 World Rugby の職員であり、現在は JRFU のアドバイザーを務める Mark Egan 氏の尽力によって、World Rugby による受け入れが認められたことを強調しておく。

【World Rugby House 外観】





海外研修中は、主に二つの方法で、本派遣者に調査・研究を実施させた。

① 書籍、文献等による調査・研究

② インタビュー、会議等参加、フィールドワーク

なお会議等の参加に当たっては、海外研修中である 2024 年 2 月 19 日に、LawInSports 及び RPC が主催する Rugby Union and the Law Conference 2024 と題する会議がロンドンにおいて開催された。派遣先からも登壇者が 2 名あったほか、他国の協会のガバナンス及びコンプライアンスの責任者、選手会の責任者等に加え、並びに外部の法律専門家が多数参加することが判明したため、派遣先とも協議の上、これに参加する機会を得た。同会議の概要に関しては、本報告書の別紙 1 として添付のとおりである。

その他、インタビューの実施状況（日時、インタビュイーの所属、インタビューの概要等）は、本報告書の別紙 2 として添付のとおりである。

第３　研修中の調査・研究結果

１　調査研究のテーマ

(1)　Regulation Relating to the Game Article 17 のコミュニティレベルへの適用

World Rugby が定める Regulation Relating to the Game Article 17（以下「Reg.17」という。）は、ラグビーフットボール（以下「ラグビー」という。）の競技中のファールプレーのうち、競技区域からの退場を命ぜられた場合（すなわちレッドカードの提示を受けた場合）等に、追加的制裁、すなわちその後の試合の出場停止を命じるか否かを定める規定である[1]。

Reg.17 は International and Professional Rugby[2]すなわち国際的なラグビー及びプロフェッショナルラグビーのみならず Community and Amateur Rugby すなわちコミュニティレベルのアマチュアラグビーに対しても適用されることが想定されている。ただし、JRFU の傘下においては、現時点までにコミュニティレベルのアマチュアラグビーに対して Reg.17 は直接適用されていない。

また、追加的制裁の決定を行う Judicial Officer（ジュディシャル・オフィサー）又は Disciplinary Committee（ディシプリナリー・コミッティー）の委員長（Chair）の資格要件として、国際的なラグビー及びプロフェッショナルラグビーの場合は、「legal practitioners of at least seven years standing or serving or retired judges, with recent experience of rugby disciplinary proceedings, in-depth recent knowledge of the Laws and skills of the Game and the relevant World Rugby Regulations and shall have completed any training requirements prescribed by the Union or Tournament Organiser responsible for the implementation of disciplinary procedures in respect of the Match」、すなわち、「少なくとも 7 年以上の法専門家としての地位に就いていた者又は現

---

[1] 制度に関する主要な論文として、光明宏之「国際ラグビーボード（IRB)における懲罰裁定シ．ステム」国際商事法務 37 巻 11 号 1504 頁(2009)、宮島繁成「ルールと法の交錯：ラグビーにおけるジュディシャル・サイティングシステム」日本スポーツ法学会年報 19 巻 83 頁(2012)

[2] “International” in this context includes any Match involving a representative Team of any Union and “Professional Rugby” means any of the following: any cross-border Club competition, the Top 14 competition in France, the Premiership Rugby competition in England and the Top League competition in Japan.（この文脈において、「国際」にはいずれかの協会の代表チームが参加するいかなる試合をも含み、「プロフェッショナルラグビー」は国境をまたぐクラブ間の大会、フランスのトップ 14、イングランドのプレミアシップラグビー、そして、日本のトップリーグのいずれかを意味する。）と注釈が付されている。

役か退役した裁判官である者とし、ラグビーの規律に関する手続きの直近の経験及び、競技規則や競技のスキル、ワールドラグビーの規定に関する深い最新の知識を有するものとし、当該試合に関する規律手続きの実施に責任を持つ協会または大会主催者によって指定された研修要件も満たしているものとする。」と定められており、経験ある法専門家の関与が想定されている（Reg.17.7.10(a)(ii)）。コミュニティレベルのアマチュアラグビーでも、「Disciplinary Committees shall be chaired by Judicial Officers who shall be (i) legal practitioners or serving or retired judges, with appropriate rugby experience; or (ii) persons with appropriate training or experience as defined by the Union responsible for the implementation of disciplinary procedures in respect of the Match; and shall meet any additional requirements, including training qualifications, prescribed by the Union responsible for the implementation of disciplinary procedures in respect of the Match.」、すなわち、「ディシプリナリー・コミッティーの委員長はジュディシャル・オフィサーが務めるものとし、そのジュディシャル・オフィサーは、(i)法専門家又は現役か退役した裁判官で、相応のラグビー経験を有する者、または、(ii) 当該試合に関する規律手続きの実施に責任を有する協会が定義する相応の研修を受け、又は同ユニオンが定義する経験を有する者であり、かつ、当該試合に関する規律手続きの実施に責任を有する協会によって指定された研修資格を含むその他の要件を満たしているものとする。」と定められており、こちらも原則としては経験ある法専門家の関与（例外としてその他の研修を受講し又は経験を有する者）が想定されている（Reg.17.7.10(b)(iii)）。

上述のとおり、JRFU の傘下においては、現時点までにコミュニティレベルのアマチュアラグビーに対して Reg.17 は直接適用されていないが、今後の適用に当たり、障害となりうる事情（人的資源の確保、登録チームによる理解、費用、リーグにおける公式戦の実情等）について把握することが必要であると考えた。

(2) 法専門家を用いて競技に関連する制裁を行う上での組織基盤

上記のとおり、Reg.17 は競技中のファールプレーのうち、競技区域からの退場を命ぜられた場合（すなわちレッドカードの提示を受けた場合）等に、追加的制裁、すなわちその後の試合の出場停止を命じるか否かを定める規定である。

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞（以下「NF 向けガバナンスコード」という。）では、原則 10 において「NF 関係者に対して、法律、定款・規則等の内規、団体行動規範、団体倫理等を遵守させ、NF における秩序維持を図るためには、NF 関係者による違反行為を対象とする懲罰制度が必要である。」とし、「弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構

成される処分機関（倫理委員会等）を設け、同機関（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）において、客観的かつ速やかに，処分審査（処分対象行為該当性及び処分内容の決定）を行うことが求められる。」とする。

この点に関して、「法律、定款・規則等の内規、団体行動規範、団体倫理等」に先立って NF 関係者が遵守すべき事項として、競技規則等、競技に直接又は間接に関連する規定類が存在し、これに関連する懲罰（Reg.17 もその一つである）や紛争が存在することは論を俟たない。

競技に関連する紛争が問題となっていることは他競技においても周知であり、近年当機構において判断された事例であれば JSAA-2021-007 事件及び JSAA-AP-2022-008 事件（水球）が典型といえる。そこでは、競技中又は直後に判断を行う審判、デレゲート及び控訴陪審が何を判断できるのか、また仲裁判断の及ぶ事項が何であるかが問われており、被申立人が明らかにしている主張の中でも競技間の比較がなされている。その途上でどういった属性のある者が判断をすべきであるか、Reg.17 での資格要件に相応するものがあることで、問題を適切に解決することにつながるのではないかと考えるに至り、海外研究の課題の一つとした。

2　国内での事前調査結果

(1)　Regulation Relating to the Game Article 17 のコミュニティレベルへの適用

英語での公表事案を確認する限り、以下の協会では処分事案の詳細が公表されている。

ア　RFU（イングランド）

https://www.englandrugby.com/governance/discipline/disciplinary-decisions

公表の概要を確認する限り、Reg.17 に相応する規程（RFU REGULATION 19）を整備し、全てのカテゴリ（限定なし）において適用している。

件数や処分の概要にとどまらず、各決定にかかる決定書の全文が公表されており、処分の経緯が詳らかにされている。また、公表内容を確認すると、被処分者が費用を負担していることが確認できる（RFU REGULATION 19.11.25）。

イ　**WRU（ウェールズ）**

https://community.wru.wales/governance/policy-and-integrity/discipline/

公表の概要を確認する限り、Reg.17 に相応する規程（WRU Disciplinary Regulations 等）を整備し、実質的に全てのカテゴリ（(a) Members and District Members rugby; b) Age Grade rugby (save in relation to matters pertaining to Age Grade Persons, which shall be dealt with in accordance with the Age Grade Rugby Disciplinary Regulations); c) Women's rugby; d) Mixed Ability Rugby; e) Wales Deaf rugby; and f) Any Member, Person, Player, Regional Organisation who is subject to any (on or off-field) disciplinary issues that arise out of a cross-border friendly Match(es) being played within the jurisdiction of the Host Union.）において適用している。

各決定の結論についても公表がなされており、チーム名、処分の概要、違反した規程等を確認することができる。

また、英語での公表事案を確認する限り、以下の協会では処分規程が公表されている。

ウ　**IRFU（アイルランド）**

https://www.irishrugby.ie/playing-the-game/discipline/

公表の概要を確認する限り、Reg.17 に相応する規程（IRFU REGULATION 5）を整備し、実質的に全てのカテゴリにおいて適用をしている。

エ　**SRFU（スコットランド）**

https://scottishrugby.org/rules-and-regulations/discipline/

公表の概要を確認する限り、Reg.17 に相応する規程（Scottish Rugby Disciplinary Rules）を整備し、既に全てのカテゴリにおいて適用をしている。

オ　**NZRU（ニュージーランド）**

https://www.nzrugby.co.nz/assets/NZRU-Disciplinary-Rules-2022-

final.pdf

公表の概要を確認する限り、Reg.17 に相応する規程（New Zealand Rugby Union Disciplinary Rules）を整備し、既に全てのカテゴリにおいて適用をしている。

カ　**Rugby AU（オーストラリア）**

https://www.nzrugby.co.nz/assets/NZRU-Disciplinary-Rules-2022-final.pdf

公表の概要を確認する限り、Reg.17 に相応する規程（Rugby AU Disciplinary Rules）を整備し、既に全てのカテゴリにおいて適用をしている。

(2)　法専門家を用いて競技に関連する制裁を行う上での組織基盤

国内統括団体（以下「NF」という。）が各自有する競技に関連する制裁を行う機関において、JRFU 以外にも法専門家の関与の事例は複数ある。その中でも、制度上明記されている代表例として以下が上げられる。

ア　**公益財団法人日本サッカー協会**

https://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br04.pdf

同協会が定める司法機関組織運営規則によれば、規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、「競技及び競技会に関する違反行為」等を調査、審議し、懲罰を決定する機関であるところ（3 条）、その「委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない」と定められている（4 条 2 項）。

NF のレベルにおいては、競技に関連する制裁を行う機関に弁護士その他の法専門家を配置している事例は多数あるものの、制度上弁護士その他の法専門家を義務付けているとは限らず、法専門家の利用は担保されていない。

なお、上述のとおり、NF 向けガバナンスコードの原則 10 の関係で、懲罰制度を設け、処分審査を行う機関に弁護士等の有識者を置くことが要請されている。適合性審査の結果によれば少なくとも同原則との関係で不適合との判断が

示されたことはない[3]ため、適合性審査を経た NF は、懲罰制度を設け処分審査を行う機関に弁護士等の有識者を置いている（適合している）か、少なくとも置く予定を示した（説明している）と解される。

ただし、当該懲罰制度と、競技に関連する制裁との関係性や、当該懲罰制度における処分審査を行う機関と、競技に関連する制裁を行う機関との関係性は、NF 向けガバナンスコード上特に明示されておらず、両者を同一の規定及び機関で取り扱うか否かなどの組織設計は NF に委ねられているものと考えられる。NF 向けガバナンスコードでは、原則 11 において「NF における懲罰や紛争について，公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること」が求められており、広く自動応諾条項を採用することが推奨されている。同原則 10 と同原則 11 とを併せた帰結として、競技に関連する制裁と競技に関連しない懲罰とを特に区別することなく懲罰制度を制定し、かつ自動応諾条項の範囲を無限定とすると、競技に関連する制裁に対する不服申立てについて、自動応諾条項の適用を受ける可能性が高いと考えられる。

NF の加盟団体（都道府県競技団体、カテゴリ別団体等）においては、NF 向けガバナンスコードが適用されないこともあり、競技団体ごとに千差万別である。

組織基盤の比較の観点から、日本弁護士連合会が公表する弁護士検索によれば、令和 6 年 3 月 11 日時点で公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人に所属する弁護士は複数名いるものの、該当する組織に NF は含まれていない[4]。

[3] https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1273.html

[4] 法律事務所に所属する弁護士が、業務委託等の契約で企業内弁護士と同等の活動を行っている事例もあること、及び公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟団体には法人格を有しない NF が存在することから、当該事実のみから「NF にインハウス・ロイヤーが存在しない」という帰結を導くことはできないが、少なくとも、「NF にインハウス・ロイヤーが見える形で存在していない」という表現に大きな間違いはないものと想像される。

3　海外研修における研究結果

(1)　Regulation Relating to the Game Article 17 のコミュニティレベルへの適用

Regulation Relating to the Game Article 17 のコミュニティレベルへの適用に関して、別紙 2 に記載のインタビューを踏まえて判明した事実として、以下の点が指摘される。

- World Rugby としては、加盟するユニオン（本項において NF と同義）に対応を委ねている。
- World Rugby によれば、各ユニオンにおける規則の制定は、各ユニオンにおいて固有の事情があることから Reg.17 に反しない範囲で裁量に委ねられており、規則の構成も千差万別である。
- World Rugby によれば、RFU を除いて、Reg.17 に定める Appeal を除いて、プレヤー又はチームが制裁に係る費用を負担している実例を把握していない。RFU に関しても、チームが制裁に係る費用を負担しているものの、当該費用が法専門家に対して支払われるわけではなく、制度の運営等の費用として賄われている。

- IRFU によれば、IRFU と 4 つの地域協会（レンスター、マンスター、アルスター、コナート）のそれぞれで、シーズン中は毎週 2 から 5 件程度の懲罰事案が係属している。アンダーエイジのカテゴリのプレヤーも懲罰の対象となっている。なお、公表情報に基づけば、2017 年度の登録チーム数は 1,706、2017 年度の登録プレヤーは 194,000 人である[5]。
- World Rugby によれば、World Rugby がアサインするジュディシャル・オフィサーに対しては一定額の報酬を支払っているが、決して高額ではない。
- IRFU によれば、地域協会のレベルにおいてジュディシャル・オフィサーを務める弁護士に対して報酬は支払われていない。競技経験のある弁護士が、競技に対する思いをもってボランティアに参加してもらっている。
- IRFU によれば、担当者レベルの実感として、地域協会のレベルにおいてジュディシャル・オフィサーによる制裁を行うことの教育的効果は非常に高く、レフリーやマッチオフィシャルとは違った経歴の者が対応することで、プレヤー及びチームの納得感を得ることができている。
- IRFU によれば、懲罰の期間については、Reg.17 の適用が厳しすぎる、す

[5] https://d19fc3vd0ojo3m.cloudfront.net/irfu/wp-content/uploads/2018/12/19161726/IRFU_Strategic_Plan_2018-2023.pdf

なわち試合の数が限定されており、規定どおりに適用するとシーズンの大半を棒に振る選手が多数出現しかねず、悩ましい状況がある。

(2) 法専門家を用いて競技に関連する制裁の法的解決を図るうえでの組織基盤

法専門家を用いて競技に関連する制裁の法的解決を図るうえでの組織基盤に関して、別紙 2 に記載のインタビューを踏まえて判明した事実として、以下の点が指摘される。

- World Rugby は、Olympic Eligibility と Antidoping を除いて、CAS への自動応諾条項を採択していない。
- World Rugby の法務部門は Events と Federation に区分されており、それぞれ、大会運営やスポンサーシップ（Events）と、Regulations Relating to the Game を含む各種規則の制定と運用（Federation）を担当している。法専門家の人数としては変動があるが 10 名程度である。他の NF や、各ユニオンと比較して、大きな規模の組織ではない。

- IRFU の法務部門は、公表のとおり 3 名である[6]。
- IRFU によれば、IRFU は、Sport Dispute Solutions Ireland に対する自動応諾条項を受諾していない。アイルランドで最も規模の大きい団体であるサッカー、ラグビー及びゲーリックゲームスの各競技団体は、自動応諾条項を受諾しておらず、各競技団体内で紛争解決を図ることが予定されている。

[6] https://www.irishrugby.ie/irfu/about/irfu-staff/

第４　本事業を踏まえた今後の展望等

１　紛争防止及び教育の観点から見た法専門家の活用

(1) 紛争防止の観点から見た法専門家の活用

紛争防止の観点から見て、競技に関連する制裁の決定に法専門家を関与させることは一定程度有効に機能している。World Rugby が CAS 等への自動応諾条項を採用していない中ではお手盛りであるとの批判は残るものの、World Rugby 内の不服申立て（Appeal）を含む制度が当事者の納得を得られる程度に機能しているからこそ批判が強度のものとはならず、制度が維持されている。その根幹に法専門家の関与があるとの評価が可能である。

また、競技に関連する制裁は、性質上競技中の審判の判定に類する要素があり、第三者性の高い（翻って競技に対する専門性があるとはいいがたい）仲裁に馴染まないことが考えられ、自動応諾条項の範囲としない判断が直ちに問題であるとは評価しがたい。しかし、競技団体の判断として競技に関連する制裁を仲裁に付さない場合であっても、適正な手続きを経て、当事者の納得する制裁を下すことができる必要がある。法専門家の関与は、当事者の納得を得るための方法の一つといえる。

(2) 教育の観点から見た法専門家の活用

法専門家の関与によるメリットは紛争防止の観点に留まるものではない。レフリー以外の第三者がプレヤーの言い分を聞くことは、プレヤーに対して自己のプレーの説明を促すこととなり、プレヤーのプレーに対する理解を高める効果があると考えられる。また、プレヤーがファールプレーを認める場合には、法専門家としてその問題点を競技規則等に従って適切に指摘し、解決方法をチーム関係者と探っていくことで、プレヤーに対して同じ反則を繰り返させない効果が一定程度あると考えられる。法専門家が遍く存在するユニオンにおいても教育的効果は無視できないとされており、逆説的な論調となるが、法専門家が偏在している日本において、その効果はさらに高いとさえ考えられる。

ラグビーにおいて、競技区域からの退場を命ぜられた場合（すなわちレッドカードの提示を受けた場合）に必ず追加的制裁が下されるわけではない。プレヤーにおいて競技区域からの退場を命ぜられるべき事実が真にあること（Reg.17.16）に加え、当該事実が競技規則 9.11 から 9.28 までに該当しない、すなわち、専ら競技性を確保することを目的とした競技規則に違反したことを理

由として競技区域からの退場を命ぜられた場合には、追加的制裁が下されないことがある（Reg.17 Appendix4.A.2.(b)他）。安全やラグビーの価値を目的とした競技規則に違反している場合に追加的制裁を下すという制度設計との関係上、教育的効果を有する意義は非常に高い。

2　制度設計と運用の区別

(1) 運用はボランティアによって支えられていること

エリートレベルの競技運営はともかくとして、コミュニティレベルの競技運営においては、主要なユニオンでも、法専門家が無償でこれに関与していることが改めて明らかとなった。当然のことながら、競技運営に携わる専門家は法専門家に限られるものではなく、コミュニティレベルの大会運営に係る予算の中で専門家報酬の占める割合が大きくなることは考えられない。

日本において、法専門家がボランティアで関与することに対し、他国と比較して法専門家の立場を不当に下げているといった批判的な論調が生じることがあるが、少なくともコミュニティレベルの競技運営においてボランティアとして参加することに対しては、このような批判が妥当ではないということが再度確認された。

(2) 制度設計に対してはコストをかけていること

他方、多数の法専門家の関与の下で制度設計が行われており、そこにはコストが生じていることが確認できた。すなわち、World Rugby の法務部門では、典型的な企業法務というべき Events の部門とは別に Federation の部門を設け、規則の制定や運用のみを担当するインハウス・ロイヤーが複数名存在している。IRFU でも、複数名のインハウス・ロイヤーが所属し、ユニオン内の規則制定に従事している。

コミュニティレベルの運用を担う法専門家がボランティアで業務を担う一方で、制度設計に対しては大きなコストを負担することについて、均衡を失しているのではないかという異見がありうることは理解できる。しかし、本来制度の設計とは、現状分析、課題抽出、課題解決に向けた検討、文書化といったフローを経て初めてなしうるものであり、また運用の中で生じた新たな課題を解決しなければならないのであるから、相応のコストがかかることは当然のことであり、制度が社会において定着し、修正のコストが低減するフェーズに至るまでは、制度設計に対してコストを負担することに相応の理があると考える。

国内で検討してきたとおり、「NF にインハウス・ロイヤーが見える形で存在していない」現在の日本の状況の下では、法専門家の関与がどうしても事案ごととなりがちである。規程の整備等を法専門家に依頼するにしても、NF の全体を理解したうえで制度設計を行うというよりは、個別の規程の中での検討にならざるを得ないのではないかと推測される。そうすると、上記で指摘したフローのうち、現状分析、課題抽出といった初期の段階には、法専門家が関与していないことが少なくないように想像される。

司法制度改革に伴いインハウス・ロイヤーが増加したことは周知のとおりであるが、競技団体にまで遍くインハウス・ロイヤーが存在する状況には至っていない。しかし、制度設計を担う競技団体にこそインハウス・ロイヤーの必要性があるともいえ、このギャップをいかに埋めていくか、大きな課題があると考える。

以上

（別紙 1）　Rugby Union and the Law Conference 2024 の概要

会議名　Rugby Union & the Law 2024 Conference
開催場所　RPC, Tower Bridge House, St Katharine's Way, London E1W 1AA
日程　2024 年 2 月 19 日　13 時から 20 時まで

議題及びスピーカー
14 時から 14 時 45 分まで
Reshaping the culture of Rugby Union　（ラグビーユニオンの文化の再構築）
Ruth Kennedy, Barrister, 11 KBW
（ルース・ケネディー氏（法廷弁護士、11 KBW））
Wayne Barnes, Retired International Rugby Union Referee and Partner, Squire Patton Boggs
（ウェイン・バーンズ氏（元国際レフリー、スクワイヤ・パットン・ボッグス））
Yvonne Nolan, General Counsel, Federation, World Rugby
（イボンヌ・ノーラン氏（ワールドラグビー　ジェネラルカウンセル））
Jane Purdon, Women in Football, Director, and Premiership Rugby Sporting Commission Member
（ジェーン・パードン氏（ウィメン・イン・フットボール　ディレクター、プレミアシップ・ラグビー　スポーツ・コミッション委員））
Richard Whittam KC, Matrix Chambers & Head of RFU Judiciary
リチャード・ウィッタム氏（勅選弁護士、マトリックス・チャンバース、（イングランド）ラグビーフットボール協会ジュディシャル・オフィサー委員長）

14 時 50 分から 15 時 35 分まで
Rule Changes, Agents Regulations & Sustainability（ルール変更、代理人の規制及び持続可能性）
Richard Liddell KC, Barrister, 4 New Square
（リチャード・リデル氏（4 New Square　勅撰弁護士、法廷弁護士））
Angela McCracken, Head of Legal & Governance, Scottish Rugby Union
（アンジェラ・マクラケン氏（スコットランドラグビー協会　法務ガバナンス部門長））
Omar Hassanein, CEO, International Rugby Players Association
（オマー・ハッサネイン氏（国際ラグビー選手会　CEO））
Brian Hammond, Legal Counsel, World Rugby
（ブライアン・ハモンド（ワールドラグビー　リーガルカウンセル））
Darren Bailey, Former IRB Director of Legal and Legislative Affairs and Director of

Football Governance and Regulation at The FA
（ダレン・ベイリー（元国際ラグビーボード法務部門長、イングランドサッカー協会ガバナンス規則部門長））

16 時 10 分から 16 時 35 分まで
Leveraging commercial opportunities（コマーシャルの機会の活用）
Josh Charalambous, Partner, RPC
（ジョシュ・チャラランボウス（RPC　パートナー弁護士））
Samantha Hammonds, General Counsel, Premiership Rugby
（サマンサ・ハモンズ（プレミアシップ・ラグビー　ジェネラル・カウンセル））
Lucy Englander, Commercial Director, Saracens
（ルーシー・イングランダー（サラセンズ　コマーシャル・ディレクター））
Malcolm Wall - Chairman, Professional Rugby Board, WRU, and Chairman of River Media Partners
（マルコルム・ウォール（ウェールズラグビー協会プロフェッショナル・ラグビー・ボード委員長兼リバー・メディア・パートナー代表者））

16 時 40 分から 17 時 10 分まで
Innovation and Breakthrough Technologies（科学技術の革新と進歩）

Brian Moore, Daily Telegraph columnist (moderator)
（ブライアン・ムーア氏（テレグラム　コラムニスト）（モデレーター））
Damian Smith, Chief Technology Officer, Podium Analytics
（ダミアン・スミス氏（ポディアム・アナリティクス　最高技術責任者）

17 時 40 分から 18 時 25 分まで
New Business Models, Investment & Growing Participation（新たなビジネスモデル、投資及び参加の拡大）

Neil Brown, Partner, RPC
（ニール・ブラウン氏（RPC　パートナー弁護士））
Belinda Moore, CEO, Premiership Women's Rugby
（ベリンダ・ムーア氏（プレミアシップ・ウィメンズ・ラグビー　CEO））
Gillian Treasurer, Director of Legal & Governance, British & Irish Lions
（ジリアン・トレジュラー氏（ブリティッシュ・アンド・ライオンズ　法務ガバナンス部門長））

Jon Walters, Partner, Northridge
（ジョン・ウォルターズ氏（ノースリッジ　パートナー弁護士））

（別紙 2）海外研修中のインタビューの実施状況

対象者：Stephan Smith, Senior Counsel, Federation, Legal Team, World Rugby
（ステファン・スミス氏（ワールドラグビー法務部門（フェデレーション）シニアカウンセル））
実施日時：2024 年 2 月 14 日 11 時 00 分から 11 時 30 分まで
場　所：ワールドラグビー会議室

対象者：Sean Brassil, Senior Legal Counsel, Irish Rugby Football Union, and Director, Sport Dispute Solutions Ireland
（ショーン・ブラッシル氏（アイルランドラグビー協会シニアリーガルカウンセル、スポーツ・ディスピュート・ソリューションズ・アイルランド　ディレクター））
実施日時：2024 年 2 月 15 日 9 時 30 分から 10 時 30 分まで
場　所：アイルランドラグビー協会事務所

対象者：Kevin Beggs, Rugby Competition Manager, Rugby Development, Irish Rugby Football Union
（ケヴィン・ベッグス氏（アイルランドラグビー協会ラグビー・ディベロップメント部門ラグビー・コンペティション・マネジャー））
実施日時：2024 年 2 月 17 日 13 時 30 分から 14 時 30 分まで
場　所：RDS Arena

対象者：Brian Hammond, Federation, Legal Team, Counsel, World Rugby
（ブライアン・ハモンド氏（ワールドラグビー法務部門（フェデレーション）カウンセル））
Joyce Hayes, Disciplinary Eligibility Coordinator, Federation, Legal Team, Counsel, World Rugby
（ジョイス・ヘイズ氏（ワールドラグビー法務部門（フェデレーション）ディシプリナリ・エリジビリティ・コーディネーター））
実施日時：2024 年 2 月 22 日 11 時 00 分から 12 時 00 分まで
場　所：ワールドラグビー会議室